

野生動物が市街地等に出没したときの
緊急対応マニュアル
(ver1.1)

長 崎 県

平成 29 年 11 月

目 次

第 1 現状と課題

第 2 目的

第 3 出没時の関係機関の役割と連絡体制

1 関係機関による情報の整理

2 関係機関・団体の対応

市町

県

警察

猟友会

3 役割分担の調整

4 資料

- 参考資料 1 周辺住民への注意喚起の文例
- 参考資料 2 市街地等における出没時の対応について
- 参考資料 3 関連法令について
- 対応事例
- 通報連絡票 様式
- 緊急連絡先一覧表（市町、警察署、県関係各課・所 ほか）
- 捕獲等に役立つ資機材等（例）

第1 現状と課題

近年、イノシシやニホンザルが市街地等に出没し、不安を感じた住民から、市町、警察署をはじめ、県庁や県出先機関に通報や相談が寄せられている。

そのため県では、住民等から野生動物が出没したとの通報があった場合に、迅速かつ適正に対応するため、行政や関係機関の連絡体制を整備し情報共有を図るとともに役割分担を定め、的確に対応する必要がある。

市街地等とは、人口密集地、住宅地及び公道など野生動物が出没した際に、人身被害・生活環境被害が発生する場所を指す。

第2 目的

このマニュアルは、イノシシ又はニホンザル（以下「イノシシ等」という。）が市街地等に出没し、人身被害の発生又はおそれが生じた場合に適切に対処するため、県・市町等の各行政機関や関係団体の役割分担や連絡体制などを整備し、被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

第3 出没時の関係機関の役割と連絡体制

1 関係機関による情報の共有

住民等からイノシシ等の出没の情報を受けた県、市町、警察又は消防の各機関（以下「関係機関」という。）は、下記事項を聴き取り、通報連絡票（P14）に整理のうえ、速やかに、他の関係機関に通知する。ただし、急を要する場合は電話による口頭の通知も可とする。

項目	主な内容
通報者	住所、氏名、電話番号
目撃日時	年月日、時間
目撃個体の種類又は状況	種類、確認場所、頭数、出没/人身被害
負傷者の有無	負傷者の状況
目撃時の状況	興奮状態か否か、移動方向、大きさ
関係機関への連絡の有無	市町、県庁、警察署、消防局、猟友会

2 関係機関・団体の対応

関係機関のそれぞれの役割及び対応は、次のとおりとする。

また、市街地出没に備えて、あらかじめ関係者による連携体制や役割を相互確認して円滑な対応ができるよう日頃から準備しておく必要がある。

市 町 地域住民に一番身近な自治体としての対応

- 必要に応じて、管轄する警察署に連絡するとともに、引き続き情報収集を行う。
出没場所によっては、隣接市町への情報提供を行う。
FAXでの情報提供にあたっては、電話により着信の確認を行う。(以下、同じ。)
- 住民、学校等に周知するため、防災行政無線や文書等で注意喚起を行う。
(参考資料 1)
住民、学校等の例
【幼稚園・保育所・学校】・・・児童・生徒等に対する注意喚起
【自治会、公民館等】・・・地域住民に対する注意喚起
【福祉・介護関連施設】・・・通所・入所者等への注意喚起
【商業施設等】・・・買物客等に対する注意喚起
市町の実情に応じ、連絡先一覧表を作成しておくことが望ましい。
出没時の対応の仕方について、住民に対して、日頃から公民館活動や広報誌等を活用した普及啓発活動を行う。
公民館の放送設備等が活用できるよう事前に協議しておくことが望ましい。
- 必要に応じて、市町の鳥獣被害対策実施隊を出動させるとともに、地元猟友会の協力を得るなどして、追い払い又は捕獲を行う(参考資料 2)
現場において、一般住民が当該鳥獣を不用意に威嚇・興奮させることがないように広報する。
- 捕獲が必要な場合は、許可手続きをとる。

県 市町への支援(対応体制の整備等)

(1) 農林部農山村対策室

- 「長崎県鳥獣対策連絡協議会」「長崎県野生動物出没等から県民の生活を守るための庁内連絡会議」の事務局として、イノシシ等の出没情報の集約を行い、必要に応じて関係機関・関係団体に情報提供を行ない、情報の共有を図る。
- 狩猟や有害鳥獣捕獲によるイノシシ等の捕獲による鳥獣被害対策を実施する。
狩猟免許の取得、有害鳥獣の捕獲許可(許可は市町長権限)の相談窓口。

< 緊急時の役割 >

- 提供された情報について、必要に応じて関係機関・関係団体に情報提供を行ない、連携を図る。また、市町からの要請に応じて、県振興局等へ支援を要請する。

(2) 県関係各課

- イノシシ等が出没した場合に、目撃者等からの通報が想定される。
- 地元市町（相談窓口）に連絡し、必要に応じて、管轄警察署及び農山村対策室へ連絡する。

(3) 県振興局等

- 農山村対策室からの要請を受け、追い払い等の現場対応を行う。
- イノシシ等が出没した場合に、目撃者等からの通報が想定される。
- 地元市町（相談窓口）に連絡し、必要に応じて、管轄警察署及び農山村対策室へ連絡する。

警 察 地域住民の安全を確保する

(1) 警察署

- 出没地域及びその周辺の警戒態勢を強化する。
- 地元市町（相談窓口）に連絡するとともに、引き続き情報収集を行う。
- 周辺住民への注意喚起を行い、被害の発生・拡大防止を行う。
- 情報収集の継続及び必要に応じて隣接警察署に連絡を行う。

(2) 警察本部 < 緊急時の役割 >

- 農山村対策室から通報を受けた場合は、イノシシ等が出没した場所等を確認し、必要に応じて、イノシシ等の移動が予想される区域周辺を所管する警察署へ連絡を行う。
- 移動が予想される方向が複数の警察署の管轄に及ぶ場合の調整を行う。

猟友会 追い払い・有害鳥獣捕獲への協力

- 関係市町から依頼を受け、被害防止のための追い払い又は出没個体の捕獲を行う。
- 市街地等の周辺でイノシシ等の出没の可能性が高い場所を確認した場合には、当該市町に情報を提供する。

3 役割分担の調整

(1) 緊急時の役割と対応については以下の表を参考に市町ごとに事前に協議しておく。

(2) 夜間・休日の対応

当直の担当・守衛などが統括へ連絡。

イノシシの市街地出没時の役割(例)

役割	内容等	対応 レベル0	対応 レベル1	対応 レベル2	対応 レベル3	関係機関等
		経過観察	注意喚起	追い払い	捕獲	
統括	対応判断	・捕獲等の実施・中止の決定				市町(課・室長)等
調整	情報管理	・関係機関との情報集約 ・報道機関・住民等の対応				市町、県、道路・ 河川管理者、警察
	連絡調整	・捕獲等に必要の人員の確保・資機材の手配 ・現場の地権者や施設管理者への協力要請				
	各種手続き	・施設の利用・規制のための手続き ・捕獲・麻酔薬使用等の許可申請				
情報収集	聞き取り・ 現地確認	・出没個体、周辺環境、事故の状況 ・新たな事故、被害の発生予測				市町、県、道路・ 河川管理者、警察
	(記録)	・時系列対応の状況、写真の撮影				
安全確保	注意喚起	・チラシの配布、防災行政無線等による周知				市町、県、警察、 消防
	立入・通行規制	・地域住民の避難、通行規制				
	救護	・負傷者の対応				
監視・ 捕獲等	技術総括	・捕獲方法、人員配置等の検討・決定				市町、県、猟友会
	監視・追跡	・出没個体の行動、状態の把握 ・移動経路、被害等の予測と対応				
	追い払い・追い込み	・捕獲場所および山側への誘導				
	捕獲・補てい	・捕獲機器による捕獲				
捕獲個体 処理	処分方法の検討	・殺処分・放獣				市町、県
	処分	・埋設・焼却・利活用				

緊急出動時の対応レベルの目安

イノシシ等野生鳥獣の市街地出没

1次判断(統括が判断)

<判断項目>

人身等への危険性の有無

市中心部道路への侵入

個体が怪我を負っていないか

付近に逃げ帰る山林等の有無

緊急出動なし

<対応レベル0>

または

<対応レベル1>

緊急出動

付近に逃げ帰る山林等がある

付近に逃げ帰る山林等がない

2次判断(関係機関で協議)

人身等への
危険性なし

人身等への
危険性あり

人身等への
危険性なし

人身等への
危険性あり

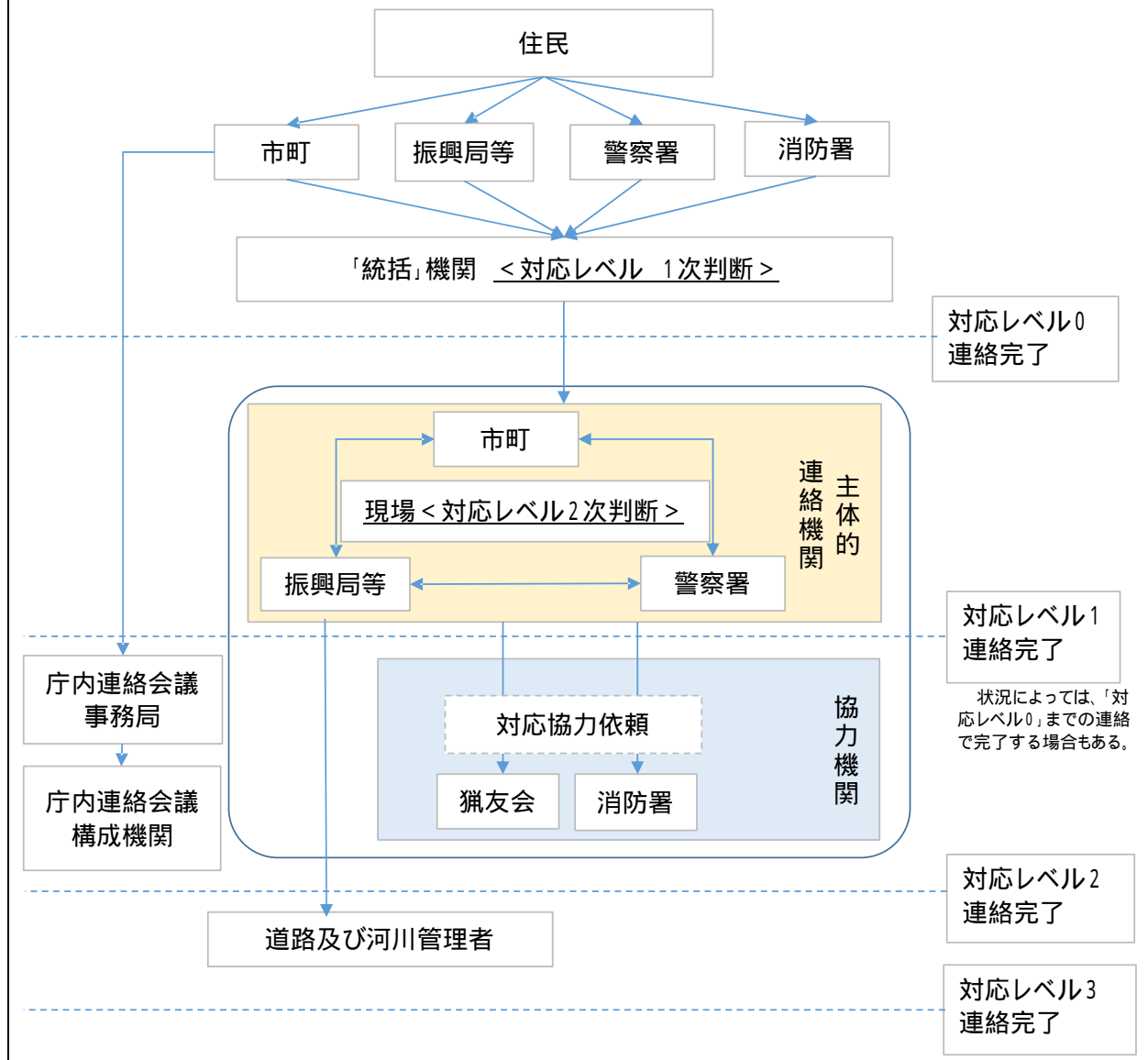
事態継続の恐れあり

緊急出動
<対応レベル1>
または
<対応レベル2>

緊急出動
<対応レベル2>
または
<対応レベル3>

対応レベル0	危険性なし(経過観察)
対応レベル1	周辺住民への周知が必要(注意喚起)
対応レベル2	危険性あり(個体の追い払い)
対応レベル3	危険性があるが追い払いが困難(個体の捕獲)

野生動物の出没等発生時の連絡体制



【参考資料1】

周辺住民への注意喚起の文例（防災行政無線、公民館等の放送設備及びチラシ等）

イノシシの場合

のみなさまへのお知らせ

現在、 付近でイノシシの出没情報があります。

イノシシを目撃したら、イノシシの進行方向に近づかず、興奮させないように静かにイノシシから見えない場所へ避難しましょう。

< 防災行政無線および公民館等の放送設備の場合はここまで >

また目撃情報につきましては、事故防止のため 市町 課へ通報してください。

（電話番号 - - ）

草むら、藪などのイノシシの隠れ家の存在や、生ごみの放置、放任果樹などによる餌付け行為は、イノシシ出没の原因となりますので、環境管理にご協力をお願いします。

それでもばったり出会ってしまったら・・・

イノシシがこちらに気づいていない、イノシシとの距離が十分ある場合には、その場を静かに立ち去りましょう。

イノシシが威嚇している（背中が逆立てている、クチャクチャ・カチカチと口から音をだしているなど）、イノシシとの距離が十分ない場合には、イノシシの様子を見ながらゆっくりと後ずさりして離れましょう。

（背中を向けて走り出す、大声をあげるなどの行為は避けましょう）

木の陰に身を隠す、石の上に乗るなどして、イノシシの直撃に備えましょう

市町 課
電話番号 - -

<ニホンザルの場合>

の皆様へ

現在、市町付近でニホンザルの出没情報があります。

ニホンザルを目撃したら、目撃した場所・頭数を市町課へ通報してください。
(電話番号 - -)

近づくと逃げる場合は、棒などを持って威嚇し、その場から積極的に追払ってください。また、ご高齢の方など体力に自信のない方はその場から避難しましょう。

また、追い払ってもなかなか逃げず、逆に威嚇してくる場合は、人慣れした危険なニホンザルの可能性がありますので、興奮させないよう速やかにその場から離れましょう。

協議会
事務局 市町 課
電話番号 - -

【参考資料 2】市街地等における出没時の対応について

イノシシの場合

1 追い払いについて

市街地等においては、初期対応として追い払いを行わざるを得ない状況が多い。

< 追い払いの方向の検討 >

- 常に追い払う方向（森林、河川等）を明らかにし、イノシシの逃げ場の安全を確保した上で、組織的に追い払いを行うことが重要である。
- 特に、周辺の学校や幼稚園、高齢者施設等の位置を十分認識し、適切な方向とする。なお、その際、付近通行中の児童生徒等がいる場合は、注意喚起や避難誘導を徹底し、その安全を確保する。

< 安全の確保 >

- 追い払いは十分に距離を確保して行うこと。無理をして捕獲しないなど、安全確保に十分留意し、必要に応じ熟練度の高い猟友会員の指導の下、実施することが望ましい。
- イノシシの場合は、見通しが良い方向に疾走する可能性が高いことから、学校等の施設がある方向に移動させないようにするためには、大きな板などを盾（ 1 ）にして複数の人数で密集して、当該方向への見通しがきかないようにして進路を遮り、追い払いしたい方向のみ見通しが利くようにすることが重要である。なお、見通しの良い網等で進路を遮ろうとすると、逆にこれに向かって突進してくるので注意する。

1 透視が不可能な素材（合板、ブルーシート等）であること。網等の透視可能な素材の場合、通過できるものとイノシシが判断し、逆に突進してくる危険があるため。また、盾同士、盾と地面との間に隙間ができないようにすること。

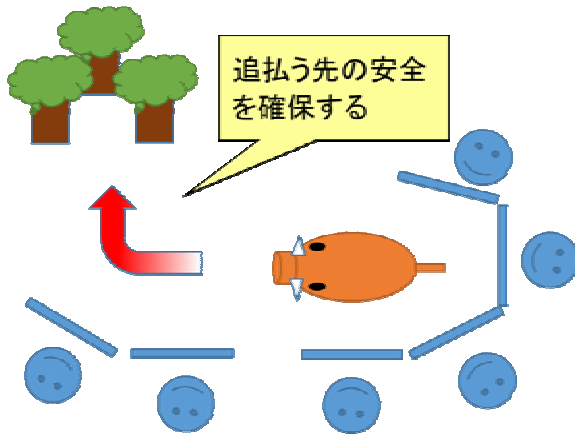


図 森林へのイノシシの誘導

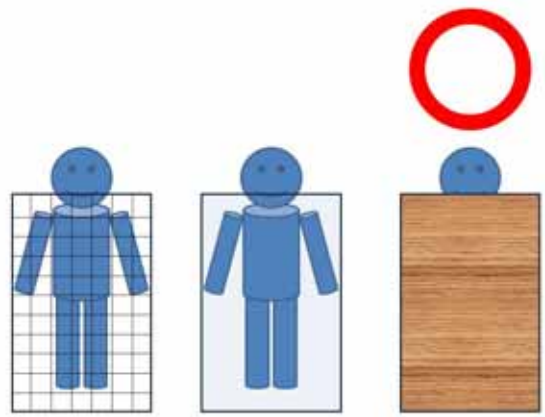


図 イノシシの誘導に使用する素材

2 捕獲について

発見場所及びイノシシの状態を確認し、森林までの距離が離れている等、追払いが難しく住民に危害が及ぶ可能性が高いと判断される場合は、捕獲を図る。

< 捕獲の許可 >

- 市町において、生活環境にかかる被害が発生するおそれがあるものとして、有害鳥獣捕獲許可（ 2 ）により、捕獲従事者の安全を確保のうえ、捕獲を図るものとする。

< 箱わなを用いた捕獲 >

- 森林への誘導と同様の手順で、イノシシを誘導柵で囲い、誘導路の先に設置した移動用檻へ追い込む。この場合も、全ての方向を誘導柵で囲むとイノシシが無理に柵を突破しようとして危険なため、箱わなは金網など透視可能な素材のものを用いる。
- 森林への誘導に比べて移動用檻への誘導は難しい作業になるため、定期的に模擬訓練を実施するなど準備しておくことが望まれる。

2 有害鳥獣捕獲とは

- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第9条に規定される、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的のための捕獲許可。
- ・ 被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として、防除対策によっても被害が防止できないと認められた場合に、所定の手続きを経て、その捕獲が認められるもの。
- ・ なお、イノシシ及びニホンザルについては、その捕獲許可権限を、知事から市長に移譲している。

ニホンザルの場合

1 追い払いについて

<習性に応じた対応>

- 市街地で徘徊するニホンザルを「箱わな」で捕獲しようとしても、容易には入らず、対応が長期化することが予想される。
- このような場合であっても、人慣れした個体でない限り、放れザル（ 3 ）は定着することはまれなので、市町と住民が協力し、粘り強く追い払いを継続することが必要である。

3 放れザル

ニホンザルは通常、有力なメスを中心とした 10～100 頭程度の群れを形成する。群れの中で生まれたオスは、4～5歳で群れを離れ単独行動に入る。これを通称「放れザル」という。若いオス同士で数頭のグループを形成することもある。

群れやグループ単位で行動するニホンザルが市街地周辺で出没する場合には、定着度が強いことから、本格的かつ組織的な追い払い活動（捕獲を含む）が必要である。初期対応は、まず、このようなニホンザルの行動単位の把握が重要となる。

- 常時、威嚇（ 4 ）を行うことによって、安住できる場所ではないことを学習させることが最も重要である。

4 威嚇の方法

追い払いに使う道具としては「電動ガン」「パチンコ」「動物駆除用煙火」などがある。

2 有害鳥獣捕獲について

- 市街地に長く定着し、被害を発生させる個体、いわゆる人慣れした放れザル（ 3 ）については人身被害を発生させる可能性が高いため、市町において、積極的に有害鳥獣捕獲許可（ 2 ）により、捕獲従事者の安全を確保のうえ、箱わな等を使用して捕獲を図るものとする。
- 市街地周辺で長期間にわたり数頭の群れで行動し、被害を発生させるニホンザルも同様とする。

【参考資料3】 関連法令(抜粋)

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

(地方公共団体の役割)

<第2条の2>

市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、第4条第1項に規定する被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策(中略)の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害防止計画)

<第4条>

市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画(以下「被害防止計画」という。)を定めることができる。

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 ~ 五 (省略)

六 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項。

(鳥獣被害対策実施隊の設置等)

<第9条>

市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 ~ 3 (省略)

4 第2項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

鳥獣保護管理法

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

<第9条>

学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
- 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
- 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

(狩猟鳥獣の捕獲等)

<第11条>

次に掲げる場合には、第9条第1項の規定にかかわらず、第28条第1項に規定する鳥獣保護区、第34条第1項に規定する休猟区(中略)その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域(以下「狩猟可能区域」という。)において、狩猟期間(中略)内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、狩猟鳥獣(中略)の捕獲等を行うことができる。

- 一 次条、第14条、第15条から第17条まで及び次章第1節から第3節までの規定に従って狩猟をするとき。
- 二 次条、第14条、第15条から第17条まで、第36条及び第37条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。
 - イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等
 - ロ 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩猟鳥獣の捕獲等

(銃猟の制限)

<第38条>

日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(中略)をしてはならない。

2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所(中略)においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等(中略)をする場合は、この限りでない。

3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

(住居集合地域等における麻醉銃猟の許可)

<第38条の2>

住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻醉銃猟をしようとする者は、第9条第1項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に許可の申請をしなければならない。

麻醉及び公精神薬取締法

(免許)

<第3条>

麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許は厚生労働大臣が、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許は都道府県知事が、それぞれ麻薬業務所ごとに行う。

2 次に掲げる者でなければ、免許を受けることができない。

一 ~ 八 (省略)

九 麻薬研究者の免許については、学術研究上麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用することを必要とする者

警察官職務執行法

(避難等の措置)

< 第 4 条 >

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(立入)

< 第 6 条 >

警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

対応事例

捕獲できた事例

【事例1：側溝に逃げ込んだイノシシを箱わなで捕獲】

捕獲等年月日	平成29年10月1日	第一報受理時間	午前8時ごろ	対応時間	8時間	
出没場所(環境)	佐世保市金比良町、神島町、御船町、小島町					
出没個体情報	頭数	1頭	性別	メス	成獣・幼獣	成獣
対応機関・人数	佐世保市4名、警察20名(延べ30名)、猟友会3名					
出没個体の状況・対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市金比良町でイノシシが走行中の原付自転車及び軽乗用車に接触。 ・通行人等3名がイノシシに襲われ負傷。うち2名は救急搬送。 ・警察署、消防署、佐世保市に連絡が入り、現場へ向かう。 ・周辺住民への注意喚起(防災行政無線、パトカー、チラシの配布) ・佐世保市小島町で捜索中の佐世保署員がイノシシを発見、側溝に逃げ込む。 					
捕獲の方法等	側溝に逃げ込んだイノシシを箱わなに誘導し捕獲					
捕獲個体の処理	箱わなに入った個体を電気止め刺し器で止め刺し処分					
使用資機材	箱わな、盾、電気止め刺し器、ブルーシート、タモ網、爆竹、木刀(警棒)、刺股、竹竿					
捕獲上の留意点	捕獲作業中に1名負傷し救急搬送、安全対策を強化する。					
その他特記事項						

山に追い返した事例

【事例2：人海戦術で山に追い返した事例】

捕獲等年月日	平成29年10月5日	第一報受理時間	午後6時ごろ	対応時間	1時間30分	
出没場所(環境)	佐世保市春日町(全面、山に面していない住宅地)					
出没個体情報	頭数	1頭	性別	不明	成獣・幼獣	成獣
対応機関・人数	佐世保市3名、警察7名、猟友会1名					
出没個体の状況・対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・松浦鉄道 山の田駅周辺にイノシシ出没。 ・警察から佐世保市に連絡があり、現場に向かう。 ・周辺住民への注意喚起(パトカー、チラシの配布) ・地区公民館横グラウンドに入り込み、二ヶ所ある出入り口を塞いで人的被害が出ないようにする。 ・人通りが少ない出入り口から逃亡する。 					
追い返しの方法等	人通りが少ない方へ音を鳴らすなどして誘導し、山へ返す。					
捕獲個体の処理	-					
使用資機材	盾、タモ網、木刀(警棒)					
追い返す上での留意点	出没した場所が、地区公民館(児童クラブ開所中)横グラウンドで山に面しておらず、時間帯も人通りが多い時間帯であったため、人的被害が出ないよう、イノシシに対し過度な刺激を加えないようすること。					
その他特記事項	イノシシの対応を猟友会員と協議を行ったが、個体が大きく捕獲が不可能となり、山に追い返すこととなった。しかし、山に面した部分がなく、住宅地を通る必要があったため人的被害が出ないようにする必要があった。					

【通報連絡票様式】

通報連絡票

継続

終了

送信先

御中

年 月 日 AM ・ PM 時 分

対応者

所属機関：

所属名：

職名：

氏名：

Email：

TEL：

FAX：

項 目		内 容			
通報者	住所・氏名	市・町 町 氏名			
	電話番号				
目撃日時		年 月 日 AM・PM 時 分頃			
目撃個体の 種類・状況	種類	イノシシ ニホンザル	頭数	頭	
	状況	出没 人身被害			
	確認場所	住所	市・町 町・大字		
			番地		
	具体的な場所				
負傷者の有無		有 無	負傷者の状況		
目撃時の状況					
関係機関への連絡		市町 有 無	警察署 有 無		
		県庁 有 無			
		消防署（負傷者有の場合）	有 無		
		その他連絡先（	）		

緊急連絡先一覧表(市町、警察署、県関係各課・所 ほか)

< 市町 >

< 警察署 >

市町名	電話番号	警察署名	電話番号
長崎市役所	095-822-8888	長崎警察署	095-822-0110
佐世保市役所	0956-24-1111 0956-24-1114(休日)	大浦警察署	095-829-0110
島原市役所	0957-63-1111	稲佐警察署	095-864-0110
諫早市役所	0957-22-1500	浦上警察署	095-842-0110
大村市役所	0957-53-4111	時津警察署	095-881-0110
平戸市役所	0950-22-4111	西海警察署	0959-22-0110
松浦市役所	0956-72-1111	諫早警察署	0957-22-0110
対馬市役所	0920-53-6111	雲仙警察署	0957-75-0110
壱岐市役所	0920-48-1111	島原警察署	0957-64-0110
五島市役所	0959-72-6111	南島原警察署	0957-86-2110
西海市役所	0959-37-0011	大村警察署	0957-54-0110
雲仙市役所	0957-38-3111	川棚警察署	0956-82-3110
南島原市役所	0957-73-6600	早岐警察署	0956-39-0110
長与町役場	095-883-1111	佐世保警察署	0956-23-0110
時津町役場	095-882-2211	相浦警察署	0956-47-5110
東彼杵町役場	0957-46-1111	江迎警察署	0956-66-3110
川棚町役場	0956-82-3131	松浦警察署	0956-72-5110
波佐見町役場	0956-85-2111	平戸警察署	0950-22-3110
小値賀町役場	0959-56-3111	五島警察署	0959-72-8110
佐々町役場	0956-62-2101	新上五島警察署	0959-42-0110
新上五島町役場	0959-53-1111	壱岐警察署	0920-47-0110
		対馬南警察署	0920-52-0110
		対馬北警察署	0920-84-2110

< 県振興局等 >

担当課・室名	電話番号	F A X 番号
県央振興局 農業企画課	0957-22-0389	0957-22-6808
島原振興局 農業企画課	0957-62-3610	0957-62-4303
県北振興局 農業企画課	0956-41-2033	0956-64-2239
五島振興局 農業振興普及課	0959-72-5115	0959-72-5117
杵岐振興局 農業振興普及課	0920-45-3038	0920-45-3045
対馬振興局 農業振興普及課	0920-52-4011	0920-52-0960

< 庁内連絡会議構成機関 >

担当課・室名	電話番号	F A X 番号
農林部 農山村対策室	095-895-2917	095-895-2588
危機管理監 危機管理課	095-895-2142	095-821-9202
危機管理監 消防保安室	095-895-2146	095-821-9202
環境部 自然環境課	095-895-2381	095-895-2569
農林部 森林整備室	095-895-2986	095-895-2596
土木部 道路維持課	095-825-0504	095-820-0683
土木部 河川課	095-822-0397	095-824-7175
教育庁 総務課	095-894-3314	095-894-3470
長崎県警察本部 生活環境課	095-820-0110	

捕獲等に役立つ資機材等(例)

区分	機資材	機能・用途
移動・搬出	自転車・小型車両	追跡・監視
	バン・トラック	資機材運搬・捕獲個体移送
	双眼鏡	監視・探索
	無線機(防災無線・特定省電力無線等)	作業指示伝達
	携帯電話	関係機関等連絡
追込み・追払い・囲込み・捕獲・保定	盾・コンパネ	追込み・囲込み・防護
	網・ブルーシート(周囲を隠すため併用)	追込み・囲込み
	たも網	捕獲
	サスマタ・竿	追込み・保定・防護
	スネアー・保護補助器・捕獲ワイヤー	捕獲・保定
	電動ガン・パチンコ	追払い
	動物駆逐用煙火(花火)	追払い
	トウガラシスプレー	追払い
	電気止め刺し器	捕獲
	ロープ	捕獲・保定
	箱わな・捕獲ボックス	捕獲・移送
	モッコ(網製)	移送
	ゴムチューブ (自転車タイヤ・荷造り用)	四肢保定
目隠し(麻袋・タオル)	安静確保	
記録	記録用紙・筆記具・腕時計	
	カメラ・ビデオ	
照明	携帯型スポットライト・バッテリー	夜間作業・探索
	懐中電灯・ヘッドライト	夜間作業・探索
安全確保	ヘルメット	負傷防止
	防弾・防刀ベスト	追突負傷防止
	反射ベスト・反射たすき等	視認向上・身分明示
	手袋(皮・厚手ビニール等・軍手)	負傷防止
	手袋(ラテックス)	人獣共通感染症防止
	安全靴(ケブラー製の長靴)	負傷防止
その他	捕獲許可証・従事者証	
	腕章	組織・身分明示

盾（写真のものは手製）

○追込み・囲込み、また、打突等による負傷防止のために使用

【仕様例】 サイズ 高さ：約1m×幅：約0.7m

材質 盾部：コンパネ 12mm厚 取手：角材5cm×5cm

【入手先】防犯・護身用機器取扱店、または手製



たも網（地面を擦ってもいいように外枠の金属は2重にし、内側の金属に網を設置）
小型のイノシシを捕獲するために使用



防刀ベスト

○イノシシの打突等による負傷を防止・軽減するために使用

【仕様例】 外衣：前開き（ファスナー止め）・ナイロン製

防刀プレート：炭素珪素コーティングアラミド繊維×3層・アラミドフェルト×1層・4mmウレタン・1層

【入手先】防犯・護身用機器取扱店

プロテクショングローブ

捕獲作業時の負傷防止のために使用



電気止め刺し器

安全に止め刺しをするために使用

放血作業がやりにくい市街地等で使用

